

捜 四 第 1839 号

平成24年 6 月13日

埼玉県警察本部長

暴力団排除等のための部外への情報提供要領の制定について（通達）

警察は、暴力団情報について、法令の規定により厳格に管理する責任を負っているが、他方で一定の場合に部外へ提供することによって、社会から暴力団を排除するという暴力団対策の本来の目的のために当該情報を活用することも当然必要である。

近年、暴力団は、暴力団関係企業等を通じて様々な経済取引に介入して資金獲得を図るなど、その組織又は活動の実態を多様化させ、又は不透明化させていることから、暴力団が資金獲得のために介入するおそれのある建設業、金融業等の業界を中心として、暴力団員、元暴力団員等をその行う取引から排除する仕組みが構築され、さらには本県では埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）が平成23年 8 月 1 日から施行され、事業者は一定の場合に取引の相手方等が暴力団員等に該当するか否かを確認することが義務付けられた。

このような情勢の変化に的確に対応し、社会からの暴力団排除を一層推進するため、暴力団排除等のための部外への情報提供要領について（平成13年埼例規第71号・暴対）の全部を改正し、平成24年 7 月 1 日から別添のとおり実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

暴力団排除等のための部外への情報提供要領

第1 趣旨

この要領は、警察が管理する暴力団情報の部外への提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において使用する用語は、埼玉県警察組織犯罪総合対策要綱（平成28年組対第164号）第4の1において使用する用語の例による。

第3 基本的な考え方

1 組織としての対応の徹底

暴力団情報の提供の可否については、刑事部組織犯罪対策局捜査第四課長（以下「捜査第四課長」という。）又は警察署長の責任において組織的な判断を行うこと。

2 情報の正確性の確保

暴力団情報の提供に当たっては、必ず警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務実施要領（平成21年組対第509号）に規定するところにより暴力団情報の有無等について照会を行うとともに、必要な補充調査を実施するなどして、当該情報の正確性を担保すること。

3 情報提供に係る責任の自覚

提供する暴力団情報の内容及び情報提供の正当性について、警察が立証する責任を負わなければならないとの認識を持つこと。

4 情報提供の正当性についての十分な検討

暴力団員等の個人情報の提供については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）の規定に従って行うこと。

特に、暴力団情報の提供の相手方が行政機関以外の者である場合は、法令の規定に基づき行うときを除き、当該情報が暴力団排除等の公益目的の達成のために必要であり、かつ、警察からの提供によらなければ当該目的を達成することが困難であるときに行うこと。

第4 情報提供の方法等

1 情報提供取扱担当者

暴力団情報の提供については、次に掲げる者が取り扱うものとする。

- (1) 警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課暴力団排除対策室長、同課課長補佐（暴力団排除）又は同課暴力団排除係長
- (2) 警察署刑事課長又は暴力犯捜査を担当する課長代理若しくは係長

2 情報提供要求の受理

情報提供取扱担当者は、暴力団情報の提供要求を受理するに当たっては、当該情報提供要求に係る対象者の氏名、年齢その他当該対象者を特定するために参考となる事項及び当該情報提供要求の理由を口頭で聴取するものとする。

なお、情報提供要求の受理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 情報提供を求める者の本人確認

暴力団情報の提供を行うに当たっては、情報提供を求める者が行政機関その他の公共的機関である場合を除き、当該情報提供を求める者に対し、埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）第4条第2項第1号又は第2号に掲げる書類の提示を求め、当該者の本人確認を行うものとする。

(2) 身分確認資料等の提出要求

埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号。以下「条例」という。）に規定する義務の履行の支援に資するための情報提供に当たっては、埼玉県暴力団排除条例等運用要領（平成23年捜四第1560号）第2の3の規定により、情報提供要求に係る対象者の身分確認資料等の提出を求めるものとする。

3 情報提供の方法

暴力団情報の提供は、口頭によるものとする。ただし、情報提供を求める者に守秘義務がある場合等、情報の適正な管理のために必要な仕組みが整備されていると認められる場合は、文書によることができるものとする。

4 情報提供の相手方

暴力団情報の提供は、当該情報を必要とする当事者に対して、相談等の性質に応じた範囲内で行うものとする。ただし、情報提供を求める者の委任を受けた弁護士に提供する場合その他情報提供を受けるべき本人に提供する場合と同視できる場合は、この限りでない。

第5 積極的な情報提供の推進

1 法令上の規定等がある場合

- (1) 提供することができる暴力団情報の内容及びその手続が、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の法令により定められている場合は、これによること。
- (2) 行政機関その他の公共的機関又は暴力団排除を目的として結成された事業者による団体その他これに準じる者との間で、暴力団排除を目的とした情報提供に関する申合せ等が締結されている場合は、これによること。

なお、捜査第四課長は、事業者による団体等と新たに申合せ等を締結しようとする場合は、警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課及び同部暴力団対策課と事前に協議すること。

2 訴訟支援の場合

暴力団員による犯罪の被害に係る損害賠償請求訴訟において暴力団の代表者等の責任を追及する場合、暴力団事務所の使用差止め請求訴訟等暴力団を実質的な相手方とする訴訟を支援する場合等は、特に積極的に暴力団情報の提供を行うこと。

3 その他の場合

条例に規定する義務の履行に対する支援、暴力団員による犯罪の被害者への支援、暴力団の資金源遮断等の視点又は社会経済の基本となるシステムに暴力団を介入させないという視点による場合には、第6に示す基準に従い、必要な範囲内で積極的かつ適切に暴力団情報の提供を行うこと。

第6 情報提供の基準等

1 情報提供の基準

暴力団情報の提供によって達成される公益の程度によって、情報提供の要件並びに提供できる情報の範囲及び内容が異なることとなるので、次に掲げる観点から検討を行い、暴力団排除等に資すると認められる場合に必要な情報提供を行うものとする。

(1) 提供の必要性

次のいずれかに該当する場合に、暴力団情報の提供を行うものとする。

- ア 取引の相手方等が暴力団員又は条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないことを確認するなど、事業者が条例上の義務を履行するために必要と認められる場合又は法令に情報提供の要件、内容等が具体的に規定されている場合
- イ 情報提供を求められた事案の具体的な内容を検討した結果、暴力団員による犯罪、

暴力的要求行為等による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害の回復又は防止のために必要と認められる場合

ウ 暴力団の組織としての会合等の開催、暴力団事務所の開設、暴力団への加入の勧誘、名誉職に就任すること、栄典を受けることなどによる権威の獲得、政治、公務その他一定の公的領域への進出、資金の獲得等暴力団の組織の維持又は拡大に係る活動に打撃を与えるために必要な場合

(2) 適正な情報管理

暴力団情報の提供は、当該情報提供を求める者が、提供に係る情報の悪用及び目的外利用を防止するための仕組みを確立している場合、提供に係る情報を暴力団排除等の目的以外に利用しない旨の誓約書を提出している場合その他情報を適正に管理することができるものと認められる場合に行うものとする。

(3) 提供する情報の範囲

ア 前記(1)アの場合

前記(1)アのうち、事業者が条例上の義務を履行するために必要と認められる場合に該当するときは、原則として、取引の相手方等の暴力団員又は条例第3条第2項に規定する暴力団関係者への該当の有無について、情報提供を行うものとする。

イ 前記(1)イ又はウの場合

前記(1)イ又はウに該当する場合は、次に掲げる順に検討を行うものとする。

(ア) 暴力団の活動の実態についての情報等個人情報以外の情報の提供

襲名披露等暴力団による義理掛け行事が行われるおそれがあるという情報、暴力団が特定の場所を事務所としているという情報、傘下組織に係る団体の名称等個人情報以外の情報の提供で足りる場合は、これらの情報を提供するものとする。

(イ) 暴力団員等該当性情報の提供

前記(ア)によっては公益を実現することができないと判断される場合は、情報提供要求に係る対象者の暴力団員等、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団の支配下にある法人等への該当性に関する情報（以下「暴力団員等該当性情報」という。）を提供することを検討するものとする。

(ウ) 前記(イ)以外の個人情報の提供

前記(イ)によっては公益を実現することができないと判断される場合であって、

公益を実現するために、さらに情報提供が必要であると認められるときは、住所、生年月日、連絡先その他の暴力団員等該当性情報以外の個人情報を提供するものとする。ただし、前科及び前歴に関する情報は、そのまま提供することなく、暴力団員による犯罪の被害者等の安全確保のために特に必要があると認められる場合に限って、過去に犯した犯罪の態様等の情報を提供するものとする。

また、顔写真を交付しないこと。

2 提供する情報の内容に係る留意事項

(1) 指定暴力団以外の暴力団の場合の取扱い

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）に規定する指定暴力団以外の暴力団のうち、小規模のものについては、これが法第2条第2号に規定する暴力団の定義に該当することを明確に認定できる資料の存否について確認すること。

(2) 暴力団準構成員等の場合の取扱い

ア 暴力団準構成員

暴力団準構成員については、当該暴力団準構成員と暴力団との関係の態様及び程度について十分な検討を行い、現に暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあることなどを確認した上で、情報提供の可否を判断すること。

イ 元暴力団員

元暴力団員については、現に自らの意思で暴力団に所属している者と異なり、暴力団との関係を断ち切り更生しようとしている者がいることから、過去に暴力団員であったことが法令上の欠格要件である場合又は現状が暴力団準構成員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者、総会屋及び社会運動等標ぼうゴロとみなすことができる場合を除き、過去に暴力団に所属していたという事実だけをもって情報提供を行わないこと。

ウ 共生者

共生者については、暴力団への利益供与の実態、暴力団を利用している実態等共生関係を示す具体的な内容を十分に確認した上で、具体的な事案ごとに情報提供の可否を判断すること。

エ 暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者

暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者については、当該者が暴力団員が関与している賭博等に参加している、暴力団が主催するゴルフコンペ、誕生会、還暦祝い等の行事に出席しているなど、その態様が多様であることから、当該者と暴力団員が関係を有するに至った原因、当該者が相手方を暴力団員であると知った時期及びその後の対応、暴力団員との交際の程度の深浅等の事情に照らし、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断することとし、暴力団員と交際しているという事実だけをもって、暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者であるといった情報提供を行わないこと。

オ 総会屋及び社会運動等標ぼうゴロ

総会屋及び社会運動等標ぼうゴロについては、その活動の態様が多様であることから、情報提供が求められている個別の事案に応じて、その活動の態様について十分な検討を行い、現に活動が行われているか確認した上で情報提供を行うこと。

カ 暴力団の支配下にある法人

暴力団の支配下にある法人については、その役員に暴力団員等がいることのみをもって暴力団の支配下にある法人であるといった情報提供を行うのではなく、役員等に占める暴力団員等の比率、当該法人の活動実態等について十分な検討を行い、現に暴力団が当該法人を支配していると認められる場合に情報提供を行うこと。

3 埼玉県暴力追放運動推進センターに対する情報提供

埼玉県暴力追放運動推進センター（法第32条の3第1項の規定により指定されたものをいう。）に対して相談があった場合は、警察において前記1及び2に従って判断した上で、必要な暴力団情報を同センターに提供し、同センターが相談者に当該情報を告知するものとする。

第7 情報提供に係る記録の整備等

1 記録の整備等

情報提供取扱担当者が、部外への暴力団情報の提供（刑事部組織犯罪対策局捜査第四課以外の所属から部外への暴力団情報の提供について協議を受けた場合を含む。）に関し、前記第6の基準等による判断を行ったときは、情報提供を求める理由、提供の可否についての判断意見等について、暴力団情報提供記録票（別記様式）に確実に記録の上、捜査第四課長又は警察署長の決裁を受けるものとする。ただし、情報提供を行うことについて緊

急かつ明確な必要が認められる場合においては、事後報告とすることができる。

2 専決処分

法令又は暴力団排除を目的とした暴力団情報の提供に関する申合せ等に基づき、行政機関その他の公共的機関から警察署長に対し暴力団情報の提供要求があった場合で、警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務実施要領に基づく照会の結果により、当該法令又は申合せ等に定める暴力団員等排除対象者に該当しない旨の情報提供を行うときは、前記1の規定にかかわらず、刑事課長が専決することができる。

第8 報告

警察署長は、毎月10日までに前月に作成した暴力団情報提供記録票の写しを捜査第四課長に送付するものとする。

実施日

この通達は、平成24年7月1日から実施する。

実施日（平成24年10月26日組対第1739号）

この通達は、平成24年10月30日から実施する。

実施日（平成26年2月24日捜四第374号）

この通達は、平成26年3月1日から実施する。

実施日（平成27年11月24日捜四第3427号）

この通達は、平成28年1月1日から実施する。

実施日（平成28年2月25日組対第164号）

この通達は、平成28年3月1日から実施する。

実施日（平成31年3月29日務第827号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

(様式省略)